

お 知 ら せ

新潟県立吉田病院

1 関東信越厚生局長への届出事項について

当院は、健康保険法に定める基準による保険医療機関の指定を受けており、下記事項を関東信越厚生局長に届出を行っています。

(1) 入院基本料について

①当院は、急性期一般入院料4の届出を行っています。これは各勤務時間帯を平均して入院患者さん 10 人に対して1人以上の看護職員を配置しているものです。

②当院は、地域包括ケア病棟入院料1の届出を行っています。これは各勤務時間帯を平均して入院患者さん 13 人に対して1人以上の看護職員を配置しているものです。

(2) 入院時の食事について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、患者さんの病状に応じた食事を提供しています。なお、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については、午後6時以降)、適温で提供しています。

(3) 基本診療料に係る事項 (内容は別紙参照)

(4) 特掲診療料に係る事項 (内容は別紙参照)

2 保険外負担(実費負担)について

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

(1) 私用電話料

日本電信電話株式会社の定める料金を基準とする額

(2) 病衣使用料(小児科では病衣を貸し出しています。また、患者さんの持ち込みも可能です。)

貸出料金 1日につき 80円(1週間に2～3回は定期的に交換いたします。その他、患者様のご希望があれば随時交換いたします。)

(3) 診断書、証明書料(内容により異なります)

ア 普通のもの	1件につき	3,300円
イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの)	1件につき	5,500円
ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの)	1件につき	7,700円

(4) 診察券再発行料

1枚につき 110円

(5) 「新潟県立病院の診療情報の提供に関する指針」に基づく診療録等の写し

1枚につき 10円

※ なお、「衛生材料費」等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

※ 記載の料金については税込み表示となっております。

上記事項でご不明な点は、医事課窓口までお問い合わせ願います。